

橋本雄太郎教授
退任記念号



橋本 雄太郎教授 近影

橋本先生のご退任に寄せて

杏林大学総合政策学部長

大川 昌 利

橋本雄太郎先生は平成28年度末をもって、杏林大学総合政策学部を定年退職され、その後も特任教授、そして平成30年度からは客員教授として学部および大学院国際協力研究科における教育にご尽力いただいている。橋本先生の学部創設以来の杏林大学総合政策学部への多大なご貢献に対し、杏林社会科学研究所の本号を深甚なる感謝の思いを込めて先生の退任記念号とさせていただくこととした。

橋本先生は、慶應義塾大学大学院法学研究科公法学専攻博士課程を満期修了後、1984年に創設された杏林大学社会科学部（現在の総合政策学部の前身）の助手に就任され、その後、専任講師を経て1988年に助教授に昇任、1997年から98年までのロンドン大学高等法律学研究所客員研究員のご経験を経て、2000年に杏林大学社会科学部教授に昇任され、爾来、今日に至るまで大学院国際協力研究科教授を兼任されつつ大学および大学院の数々の要職を歴任され、文字通り学部創設準備の時期から現在まで、その発展のためにご尽力いただいたところである。

橋本先生は、刑事法学という法律学の中でも特に体系的・理論的な考察を要する分野をご専門とされてきたが、そうした分野での幾つかの際立った業績に加え、関連分野である医事法学の分野における幅広いご活躍も関係者の広く認めるところである。医学の発展とともに社会科学の分野においても研究対象とすることが必要な諸問題（例えば脳死、安楽死等）が新たに生じているが、これらの問題に対し逸早く論点を整理され学界の議論を触発する論文を著されたほか、救急医療の分野における法律問題に関し、問題点を総括する諸論文に加え、後進の指導に資するべく定評のあるテキスト

をご執筆されるなど、当該分野における第一人者として多大なご貢献をされたことは、先生のご退任後も公的機関における講師依頼や講演依頼が引きも切らないことから察せられるとおりである。医学部やその附属病院を有する杏林学園にとっても、唯一無二の大変貴重な存在であるといえよう。

また、近隣の大国でありながら相対的に言及されることの少ないオーストラリアの刑事法の研究でもご活躍され、オーストラリア学会副代表理事の重責を担われたことも特筆に値する。

門外漢には厳めしい印象を与えがちな刑事法学の大家でありながら、日常お会いする橋本先生からは、厳密な法文解釈を重視される学問的態度とは裏腹に、人懐こい笑顔で我々後輩を導いていただける優しさを湛えた大人の風格が感じられ、特に、学生や若年の研究者からの幼い質問に対しても嫌な顔をせず、懇切丁寧にご回答をされる姿はいつも印象的であった。また、創設から今日に至る学部の歴史を知悉される先生の存在は、若輩ながら学部長を委ねられた小生にとっても、文字通りの生き字引として大変頼り甲斐のある存在であったことも個人的な感謝の気持ちと共にここに特記させていただきたい。

本号は、そうした橋本先生のご指導ご鞭撻に日頃から浴してきた杏林大学総合政策学部の法学系を中心とする教員諸氏の最近の論文を集めたものである。橋本先生におかれては、先生の長年の学部へのご貢献に対する後輩からの感謝の証としてご高覧いただき、今後も折に触れて後輩をご指導いただく縁としていただければ、学部長としてこれに勝る喜びはない。